

米軍嘉手納基地への軍用外来機の飛来及び南側滑走路の運用開始に伴う騒音被害
に対する意見書

本年10月3日から4日にかけて、米海兵隊岩国基地所属のF A-18戦闘機11機が飛来し、16日には、同基地所属のF-35B戦闘機4機も飛来したが、飛来の目的などは明らかではない。そのような中、一時滑走路工事のため閉鎖されていた南側滑走路が7日から運用が再開され、本町砂辺地域では、1日平均の騒音発生回数は、46.3回だったのが、南側滑走路の運用開始後は、1日平均79.1回に達した。また、同地域では、10月9日に193回の騒音発生回数があり、同日、午前10時20分には104.4デシベルを記録した。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は、幾度となく発生・測定されており、常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかであり、看過できない。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）において午後10時から午前6時までの飛行制限が明記されているものの、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。

欧州では駐留する米軍に対して、当該国の法と憲法を遵守させているが、日本、とりわけ沖縄においては、やりたい放題であると言っても過言ではない。

地域住民が日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールの遵守と実質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来を中止させ、即時撤去させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施させ、機能移設・訓練移転を図らせること。
- 3 騒音防止協定を遵守させ、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 4 県内射爆撃場での実弾及び模擬弾を使用する訓練を中止させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年11月1日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長